附則第五項中「又はこの政令」を削り、同項第一号中「第九条第二項の規定及び第十六条において準用する第六条第一項」を「第十条第二項及び第六項並びに第十二条第一項」に改め、同項第二号中「第九条第三項」を「第十条第三項」に改め、同項第三号中「第五条及び第十一条（これらの規定を第十六条において準用する場合を含む。）並びに第十六条において準用する第七条及び第八条第一項」を「法第十条第九項、第十三条及び第十四条第二項」に改め、同項第四号中「第六条第一項、第七条及び第八条第一項」を「法第十二条第一項及び第二項」に改め、同項第五号中「第十二条第一項（第十六条において準用する場合を含む。）」を「法第十七条第一項」に改め、同項第六号中「第十三条第三項、第十四条第三項及び第二十四条第三項」を「第二十条第三項、第二十一条第三項及び第二十二条第三項」に改め、同項第七号中「第十三条第六項」を「第二十条第六項」に、「第十四条第六項」を「第二十一条第六項」に、「第二十四条第六項」を「第二十二条第六項」に、「第二十六条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同項第八号中「第二十八条第一項」を「第三十五条第一項」に、「第十五条第三項第六号」を「第二十三条第三項第七号」に改め、同項を附則第六項とし、附則第四項の次に次の一項を加える。

5　前項に規定する環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。

（自然環境保全法施行令の一部改正）

第二条　自然環境保全法施行令（昭和四十八年政令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条第二項中「行なわせる」を「行わせる」に、「第十四号」を「第十六号」に、「とる」を「執る」に改め、同条第三項第三号中「海中特別地区」を「海域特別地区」に改め、同条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　改正法第一条の規定による改正後の自然公園法（以下「新自然公園法」という。）第十条第九項（新自然公園法第十六条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、改正法の施行の日以後に新自然公園法第十条第九項に規定する変更をした者について適用する。

第三条　この政令の施行前に第一条の規定による改正前の自然公園法施行令（以下「旧自然公園法施行令」という。）第三条（旧自然公園法施行令第十六条及び第十七条において準用する場合を含む。）の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

第四条　この政令の施行前に旧自然公園法施行令第六条第一項（旧自然公園法施行令第十六条及び第十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により承認の申請又は協議の申出がされた場合における承認又は同意及び当該承認又は同意に係る施設の供用開始及び管理又は経営の方法の届出（管理又は経営の方法の変更の届出を除く。）については、なお従前の例による。

第五条　この政令の施行前に旧自然公園法施行令第七条（旧自然公園法施行令第十六条及び第十七条において準用する場合を含む。）の規定により承認の申請又は協議の申出がされた場合における承認又は同意及び当該承認又は同意に係る施設の供用開始については、なお従前の例による。

2　この政令の施行前に旧自然公園法施行令第六条第一項の規定によりされた承認又は同意（この政令の施行後に前項の規定によりなお従前の例によりされた承認又は同意を含む。）は、新自然公園法第十条第六項（新自然公園法第十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりされた認可又は同意とみなす。

第六条　この政令の施行前に旧自然公園法施行令第七条（旧自然公園法施行令第十六条及び第十七条において準用する場合を含む。）の規定により承認の申請若しくは届出がされた場合又は事業の譲渡につき他の法令の規定により行政庁の認可その他の処分の申請がされた場合における地位の承継については、なお従前の例による。

第七条　この政令の施行前に発生した事項につき旧自然公園法施行令第十一条（旧自然公園法施行令第十六条及び第十七条において準用する場合を含む。）、第六条第一項、第七条若しくは第十二条第三項（これらの規定を旧自然公園法施行令第十七条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した行為（附則第三条又は第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為を含む。）を理由とする認可の取消しについては、なお従前の例による。

2　この政令の施行前に改正法第一条の規定による改正前の自然公園法第九条第三項又は第十条第三項の認可を受けた者（この政令の施行後に附則第三条の規定によりなお従前の例により認可を受けた者を含む。）についての新自然公園法第十四条第三項の規定の適用については、旧自然公園法施行令第九条（旧自然公園法施行令第十七条において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（この政令の施行後に附則第三条、第四条第一項又は第六条の規定によりなお従前の例により付された条件を含む。）は、新自然公園法第十条第十項の規定により付された条件とみなす。

第八条　この政令の施行前に旧自然公園法施行令第四条第一項（旧自然公園法施行令第六条第二項において準用する場合を含む。）、第六条第一項、第七条若しくは第十二条第三項（これらの規定を旧自然公園法施行令第十七条において準用する場合を含む。）の規定又は旧自然公園法施行令第十二条第一項若しくは第十三条（これらの規定を旧自然公園法施行令第十七条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した行為（附則第三条又は第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為を含む。）を理由とする認可の取消しについては、なお従前の例による。

第九条　国立公園事業又は国定公園事業の執行の認可を受けた者（以下この条において「国立公園事業者等」という。）がこの政令の施行前に国立公園事業者等でなくなった場合（譲渡、合併又は分割により国立公園事業者等でなくなった場合を除く。）における当該国立公園事業者等であった者に対する原状回復命令等については、なお従前の例による。

第十条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方自治法施行令の一部改正）

第十一条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）の項中「から第五項まで」を「、第四項及び第六項」に改める。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第十二条　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第十七号中「第十三条第三項、第十四条第三項及び第二十四条第三項」を「第二十条第三項、第二十一条第三項及び第二十二条第三項」に、「第六十条第一項」を「第七十三条第一項」に改める。

第三条第一項第十八号中「第十三条第三項、第十四条第三項、第二十四条第三項、第二十六条第一項、第三十六条及び第六十条第一項」を「第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項、第三十三条第一項、第四十八条及び第七十三条第一項」に改める。

（地方住宅供給公社法施行令の一部改正）

第十三条　地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十号中「第二十五条第十項第二号、第二十六条第三項第四号、第二十七条第九項第二号、第二十八条第六項第三号」を「第二十五条第十項第三号、第二十六条第三項第五号、第二十七条第九項第三号、第二十八条第六項第四号」に改める。

（都市計画法施行令の一部改正）

第十四条　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第二号中「第十三条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

（地方道路公社法施行令の一部改正）

第十五条　地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第五号中「第九条第二項」を「第十条第二項」に、「第十条」を「第十六条第一項から第三項まで」に改め、同項第九号中「第二十五条第十項第二号、第二十六条第二項第二号、第二十七条第九項第二号、第二十八条第六項第三号」を「第二十五条第十項第三号、第二十六条第三項第五号、第二十七条第九項第三号、第二十八条第六項第四号」に改める。